

第10章 施設入所及び里親等委託中の援助

1. 施設入所中及び里親等委託中の子どもとその家庭への関わり

(1) 入所にあたっての子どもと保護者への説明と同意

① 保護者への説明と同意

施設入所や里親等委託の措置をする場合、事前に保護者と子どもに説明し、同意を得なくてはならない。保護者や子どもの気持ちや意見に十分に耳を傾け、

- ア. 施設入所や里親等委託が必要な理由を、分かりやすく説明すること、
- イ. これから生活する施設や里親等の具体的な様子について、パンフレットなどを用いて生活のイメージができるように伝えること、
- ウ. 入所後や委託後の子どもの問題解決の見通し、家族との関係調整の見通しを伝えること、
- エ. 保護者は施設長等の監護措置を不当に妨げてはならないことや緊急時の施設長等による対応など、監護措置に関して説明すること、
- オ. 保護者に対して費用の負担について説明することが必要である。

以上のことを丁寧に行い、子どもと保護者が納得できることが重要である。

保護者が同意し納得することは、保護者自身が支援を受けることや子どものケアに協力する動機づけにつながる。中には一度同意してもその後撤回する場合や、入所後に同意した気持ちが揺らぐこともあるが、施設入所や里親等委託は、人生の中でも最大級の決定事項であり、こうした揺れが生じるのはむしろ当然である。その場合、揺れる心情を理解し受け止めた上で、改めて説明を繰り返すことが重要である。こうした丁寧な対応は、保護者や子どもとの信頼関係の構築につながっていく。

② 子どもへの説明と同意

子どもに対してもわかりやすく入所や委託の理由を説明し、了解と納得を得ることが重要である。家族と離れることを心から望む子どもはほとんどいない。家庭引き取りや自立に向けた見通しを可能な限り伝え、家族とのかかわりをどのようにもつか（電話や手紙等による通信、面会、外出等）を子どもに提示することは必須である。

保護者の事情を子どもに伝えることがためられる場合には、関係者で十分に協議し、真実を伝えることの是非を判断しなくてはならない。ただし、説明が難しいからといってその場しのぎでごまかしたり、虚偽の説明をすることがあってはならない。その時点で伝えられない事実については、その後どうするのか、いつ伝えるべきかの検討が必要である。

(2) 家族分離の心的負担を和らげるための対応

施設入所や里親等委託は、家族との分離だけでなく、これまでかかわりのあった人々（友人、保育士、教職員など）、馴染んでいた家、保育園や学校、地域の遊び場などとの別れとなる。しかも虐待ケースの多くは、事前に予定されて準備された別れと違い、突然のものとなりやすい。そのため施設入所や里親等委託が、深刻な喪失体験となる可能性を孕むものとなる。こうした点を

十分に踏まえ、以下の視点に留意すべきである。

① これまでに子どもの人生を支えた資源について把握する

保育園の担当保育士、学校の担任教諭、部活動の顧問、民生・児童委員（主任児童委員）、友人などの人々、公園や遊び場、大切にしていた玩具、用具、家具、部活動やクラブなど、これまでの育ちを支えた有形無形の資源について把握し、これらが子どもにとってどのような意味を持っていたのかを理解することが大切である。

② これまでの人生を支えた資源とのつながりの維持

上記を踏まえ、関係が深かった人々とのつながりが切れないよう、面会や通信等可能な手立てを検討することが望まれる。家族との関係が希薄な子どもほど、こうしたつながりは大切にされなければならない。玩具、洋服、日用品など大切にしてきた物を可能な限り継続して使用できるよう、部活動や習字教室などが支えであった子どもは、そうした活動が続けられるよう、施設に対して配慮を求めることが重要である。これらは、施設入所や里親等委託に伴う喪失感を緩和し、「見捨てられ感」の強まりを防ぎ、自尊心回復への力となり、人生の連続性を保つことを助ける意味を持つ。

③ 要保護児童対策地域協議会との協働

要保護児童対策地域協議会の所属機関は、家族に関する様々な情報を有している。重要な資源を把握し、つながりを維持するためには、子どもが育った市区町村の要保護児童対策地域協議会と連携することが有効である。

一方、子どもが施設入所や里親等委託されると、地域では子どもの存在への意識が希薄になりやすい。しかしながら子どもが一時帰省することもあり、また家庭引き取りとなって再び地域で暮らすことも考えられる。要保護児童対策地域協議会は、施設入所や里親等委託後もケースを終結せずに進行管理を継続する必要がある。

児童相談所は、施設入所中又は里親等委託中にも、子どもと家族の状況を要保護児童対策地域協議会に報告し、外泊を実施する前には地域の関係機関に連絡し、必要に応じて協力を得られるようにしておく必要がある。

(3) 入所・委託時における施設・里親等との協働による支援方針の策定

児童相談所は、入所・委託にあたって、各種診断を元に総合診断をして援助指針を策定するが、これらを含む子どもと家族の情報を施設や里親等に対して十分に提供し、その後の支援方針（自立支援計画）の策定に協力しなくてはならない。そうすることで、ケースの理解を共有し、それぞれに必要な役割を明確にするなど、良好な協働を図ることができる。施設等に渡される児童記録票は、そのための基本となるきわめて重要な文書であり、児童相談所の判断と見通し、必要な援助方法を具体的に記載する必要がある。

① 必須の情報

自立支援計画の策定のためには、ケースに関する情報が十分に把握されている必要がある。一時保護所の行動観察等による子どもの状態像、家族の状況、生育歴、医学的所見、心理検査等の所見は、欠いてはならない重要な情報である。

ア. 援助方針

- (ア) 施設入所（里親委託）が必要となった理由
- (イ) 当該施設・里親を選択した理由
- (ウ) 入所措置（里親委託）に対する子ども・保護者の意向
- (エ) 援助の短期的目標と中長期的目標

イ. 家族の状況

家族構成（ジェノグラム）、住居環境、家族成員の年齢や職業、経済状況、家族成員の心身の疾病や障害の有無、家族の歴史、家族機能に関する課題（基本的な生活の維持機能、養育機能、安らぎや癒しの機能）、家族の価値観（性、暴力、社会的立場、金銭などに対する態度）、親子の関係（虐待の態様と特徴、支配性、密着、放任など）、DV等問題となる家族関係、家族と地域機関とのつながり（エコマップ）、子どもが生まれた後の転居の有無やその状況など。

ウ. 子どもの生育歴

施設入所や里親等委託に至った問題の経緯、胎児期の母親の様子、乳幼児健康診査の受診状況、予防接種の状況、身体的発育の状況、ぜんそく・アレルギーの有無、認知・言語・情緒発達の状況、身体疾病や精神疾患等の病歴、愛着形成を含めた養育者と子どもとの関係、不適切な刺激やモデル等への曝露、愛着対象や居場所等の喪失体験や外傷体験の有無とその後の経過、これまでの保育園や学校での様子、逸脱行動等の有無と経過、子どもの育ちに関与した人や居場所、体験や思い出など育ちを支えた要件、その他。

エ. 一時保護所の行動観察等による子どもの状態像に関する情報

身長、体重、容姿、身体機能、かかりやすい病気、ぜんそく・アレルギーの有無、服薬などの身体的側面や基本的生活習慣の様子、情緒や行動の様子、逸脱行動の有無、遊び、特定の場面や対象への恐怖、自己評価、学力、コミュニケーション力、対人関係のあり方についての総合的な情報。

オ. 心理検査等の所見

各種心理検査をもとに、子どもの知的発達、情緒的安定度、発達上の特徴、保護者との心理的關係、虐待による心理的影響、子どもの意向等の所見を述べた上で、子どもの発達課題に対するアプローチや子どもへの対応上の留意点などについて分析し記載する。

カ. 医学的所見

身体的傷害や疾病、服薬、精神疾患等に関する医学的診断と予後の見通しや対応等についての医学的所見。

② 課題の整理と支援目標の明確化

これらの情報を総合させ、施設あるいは里親等と協働で課題を整理し、課題の解決に向けた方針を検討する。中長期の支援目標を定めた上で、その目標達成に向けた数か月単位の具体的な方針を策定する。児童相談所は施設や里親等での支援方針の策定にむけた検討に加わり、方針を共有することが必要である。検討のポイントを以下にあげる。

- ア. 当該児童が安心して生活でき、抱えた課題の解決や個別のニーズに適した環境の設定（物理的環境、日課や課題の設定、活動の範囲など）
- イ. 施設職員や里親等との関係構築と子どもの抱えた課題の解決に向けた対応の手立て（どのような場面でどう関わるかなど）
- ウ. 特別な治療教育的アプローチの必要性とその設定のあり方（個人心理治療、グループ療法、教育プログラムなどの設定）
- エ. 衝動の制御がきかずパニックになるなどの危機的状況への対応のあり方
- オ. 家族の抱えた課題の解決に向けた手立て
- カ. 家族と子どもとの関係調整と家族再統合に向けた手立て（2および3を参照）

検討にあたっては、児童心理司が同席するなどして、多角的に検討することが望ましい。また今後の支援過程の中で生じる可能性のある問題（様々な不適応、問題行動、深刻な精神症状など）を予測し、その際の手立てを協議しておくことも重要である。特に思春期において自分の境遇を振り返る中で、心的混乱が生じ、様々な問題が発生しがちであるため、思春期を見通したケース理解を心がけておきたい。

(4) 入所・委託後の施設及び里親等への支援

① 入所後の支援方針の見直し（再アセスメント）への協力

入所・委託後の子どもの生活や支援者との関わりを通して新たに気づく、あるいは知り得る情報は多岐にわたる。また生活が安定することで、被虐待体験などを初めて語る子どももいる。入所・委託してから1、2か月ともなると、相当量の情報が新たに加えられる。ゆえに入所後に、改めて情報を整理し、カンファレンスを開いて子どもと家庭への理解を深め、支援方針の見直しを行うことが求められる。そこでは支援方針のある部分はその適切さが確認され、ある部分は修正されることになる。児童相談所は、こうした見直しに関与、協力し、より深いケース理解と支援方針を共有しておかなくてはならない。

② 子どもとの継続的な関わり

子どもの保護から入所・委託という極めて重要な時期を共にした児童福祉司や児童心理司等は、子どもにとって大きな意味をもつ存在である。特に家庭に居場所がない子どもにとってその意味は大きい。入所・委託後はできるだけ早く面会し、その後も定期的に子どもに会い、様子を把握すべきである。特に情緒的に不安定な子どもには入所当初に密度の濃い関わりが必要になる。転勤等で担当が変更する場合は、丁寧な引継ぎを心がけたい。

③ 施設や里親等の支援困難状況に対する支援

社会的養護を必要とする子どもたちの多くは、人生早期から虐待等不適切な養育環境を生き抜いてきており、心身に深刻な課題を抱えている。ゆえに施設や里親等での支援には多くの困難が伴う。特に職員への暴力や度重なる逸脱行動などが日々の生活を脅かし、援助者と子どもの双方を立ち行かなくさせる場合もある。こうしたときはカンファレンスを行い、起きている事態を振り返り、ケースへの理解を深め、対応を検討することが求められる。児童相談所はこれに関与・協力し、児童相談所として可能な支援を提供することが求められる。レスパイトや再アセスメントなどを目的とした一時保護所の利用、児童心理司による個人心

理療法などの治療教育的アプローチの導入、児童相談所の医師による診察と助言、必要な資源についての情報提供などが考えられる。

上記の一時保護を行う場合、その目的と期限を明確にし、事前に子どもと家族に伝え、元の施設や里親等に戻すことが原則である。

治療教育的アプローチについては、児童福祉施設の多くに心理職が配置され、個人心理療法等が行われているが、心理職が配置されていない施設に対しては、児童心理司等による治療教育的アプローチが求められる。また施設内で心理治療が行われていても、別の内容で治療的プログラムを提供することが有効な場合もある。この場合、施設との十分な協議のもと実施され、目的や進行状況等を両方で共有することが重要である。

(5) 里親等と地域関係機関との連携に関する支援

前述のように、虐待等の不適切な養育環境で育った子どもの養育には困難が伴うことが多いため、社会的養護の重要な担い手である里親等への支援には特に留意が必要である。里親等が養育に悩んだときに一人で抱え込むのではなく、社会的なつながりの中で孤立しないように支援することが重要である。そのため児童相談所は、児童相談所による直接の支援ばかりでなく、里親支援機関の里親委託等推進員や児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員と連携して相談援助を実施する。また市区町村と連携して、地域の子育て支援情報の提供や、市区町村保健センター・保健所、地域子育て支援拠点事業の活用などを図ることが大切である。これらの機関からの支援が円滑に得られるように、要保護児童対策地域協議会による情報共有・個別事例検討会議を行うなど、市区町村と児童相談所が連携して取り組む必要がある。(ファミリーホーム委託児童も同様である。)

特に子どもが一日の多くの時間を過ごす保育園・幼稚園や学校の理解を得て、協力関係を構築することで、より有効な支援に結びつけることができる。そのため新規委託の際に児童相談所は、里親等と共にこれらの機関を訪問して、事前説明をし、子どもの姓の扱いなどを含めて確認する機会を持つことが必要である。

また、施設入所児童に関しても、入所児童の支援に対する理解を得るために、必要に応じて児童相談所職員が施設入所児童の通う学校に施設職員と共に訪問して、入所前や入所中に協議の場を持つなどの取り組みが大切である。児童相談所と市区町村は連携して、子どもが養育される施設や里親等の所在する地域の理解と協力が得られるように努める必要がある。

2. 子どもへの人権侵害行為に関する対応

施設入所中や里親等委託中の子どもに対する人権侵害行為はあってはならないが、そうした事態が生じた場合は、速やかに適切な対応をしなければならぬ。入所・委託中の人権侵害行為には、以下のような行為が考えられる。

- ・ 子ども間暴力：いじめや暴力による加害行為、性加害など
- ・ 支援者からの虐待行為

- ・ 外出や外泊中の家族からの虐待
- ・ その他の者による人権侵害行為：教職員等からの加害行為や交際相手からの性暴力被害など

施設職員や里親等は人権侵害行為を起こさないように十分に努める必要があり、児童相談所はこれに協力することが求められる。

具体的な取組みの例を以下にあげる。

- ・ 施設職員や里親等に対する人権侵害行為防止のための研修：被措置児童虐待の定義、通告の義務、都道府県がとるべき措置などについて
- ・ 暴力と性被害の防止に向けた入所・委託児への指導・教育：CAPプログラム、セカンドステップなどの活用
- ・ 暴力と性の問題が生じない施設内、里親等の環境の点検：不適切な性暴力刺激の排除、死角となる場面や時間帯や自他の境界が侵されやすい場面の把握と改善
- ・ 悩みや被害について、子どもが職員や里親等に伝えやすい雰囲気や手立ての整備
- ・ 子どもの権利ノートの配布と活用、苦情申立窓口の周知やオンブズパーソンなど第三者委員との面接等の仕組みの整備

予防的な手立てに十分な配慮をしたとしても、人権侵害行為が発生しないとはいえない。もし上記の権利侵害行為が疑われる場合は、速やかに事態の確認を行い、適切な手立てを講じる必要がある。加害者によって、またその内容によって手立ては異なるが、常に子どもの人権擁護の視点に立って対応しなくてはならない。施設職員や里親等による人権侵害行為への対応については「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）」平成21年3月31日雇児福発第0331002号、7障障発第0331009号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。

3. 家族再統合に向けた取組み

(1) 家族が支援を受けることへの動機づけ

施設入所や里親等委託のケースの場合、多くの保護者と家族は様々な課題を抱えており、課題解決に向けた家族支援が必須となる。そのため、施設入所中、里親等委託中に、保護者に対する児童福祉司指導をあわせてとることが有効である。特に保護者に支援を受ける動機がみられない場合には、積極的に児童福祉司指導措置をとって支援にあたる必要がある。

支援にあたっては、施設及び里親等と家族が住む地域の要保護児童対策地域協議会と協働して行うことが有効である。それまでの介入経過の中で対立的な関係になりがちな児童相談所に比べて、施設や要保護児童対策地域協議会に所属する機関（学校、保育園、市区町村保健センターなど）の方が良好な関係を構築できる場合が少なくない。関係が築かれた機関をベースに、保護者の課題やニーズをくみ取り、支援体制を拡大させていくことが有効である。

(2) 家庭内の虐待発生につながるリスクの低減に向けた働きかけ

親子分離しなければならないような深刻な虐待が発生するリスク要因には様々なものがある。家族が抱えている問題としては、たとえば、離婚、DV、夫婦間の不和、家族構成の不安定さ（同居人が頻繁に変わる等）、薬物やアルコール、ギャンブル等への依存、家族成員の疾病、保護者の精神疾患、人格的偏り、暴力や性に関する逸脱した価値観、転居の多さ、地域からの孤立、失業、経済的困窮などが重なり合っていることが多い。他方、子どもを受け入れにくい事情、たとえば、望まない妊娠、低体重児、障害や疾患、発達の遅れ、学業不振、多動や落ち着きのなさ、非行などの逸脱行動等が影響している場合もある。

したがって、親子分離して児童福祉施設や里親を利用する場合には、こうした家族の状況、保護者の気持ちなどを十分に踏まえ、それらの解決に向けて、福祉サービスの提供、治療機関等の紹介、家庭訪問や面接による助言や指導等、必要な手立てを講じる必要がある。また要保護児童対策地域協議会を活用して関係する機関と連携し、協働して支援することが必要である。

(3) 家族に対する治療教育的アプローチ

保護者自身が心理的な問題を抱える場合は、家族が望めば、治療教育的アプローチが有効である。家族のアセスメントをもとに、保護者のカウンセリング、トラウマ治療（TF-CBT など）、精神療法、親グループ、ペアレントトレーニングなどの中から、最も効果的であると考えられるプログラムを選択する。これらのプログラムは、施設の心理職、児童相談所児童心理司、NPO 団体、医療機関などが行うことになるが、それぞれの療法や技法に精通した者が行わなくてはならない。またそれを実施した場合のマイナスの影響とその手立てについても十分に検討しておく必要がある。

【コラム】 精研式（まめの木式） ペアレントトレーニング

アメリカ・カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）で開発され、国立精神・神経センター精神保健研究所児童思春期精神保健部（上林）で日本の現状に合わせて調整したプログラムである。 はじまりはADHD の子どもをもつ養育者向けのプログラムであったが、現在は子どもの問題としては発達障害全般とされ、さらに養育の方法が分からず虐待的な対応となっている養育者や、教員や児童養護施設のケアワーカーにも対象が拡大されている。 養育スキルを向上させることで、親子関係の悪循環を断ち、安定した親子関係をはぐくめるようにし、親子が平和的に暮らせることを目指している。行動を3種類に整理し、好ましい（増やしてほしい）行動、好ましくない（減らしてほしい）行動、許しがたい（人や自分を傷つける）行動に対して、注目の力を使ったそれぞれ異なった対応方法を習得する。具体的には、肯定的な注目（ほめる）、注目を取り去る（無視）、警告とペナルティーなどである。

(4) 家族関係調整

支援の上では、子どもと保護者との関係の修復を図ることが重要である。まずは子どもと家族が安全に交流できる場面を見出すことである。これらは事例によって異なり、職員同席の面会だ

けにとどめるケースから、家族のみの面会、昼間の外出、週末外泊が可能なケースまでさまざまである。大切なことは安全に、健康的な交流が継続されることである。交流場面での安全を確認し、子どもの負担感がないことを確認しながら、関わりの場を少しずつ広げること（場面、時間、その他）を検討する。無理な外出、外泊から再虐待にいたることは絶対にあってはならない。

面会が可能となり、双方が同意できれば、特別の関係調整プログラムに参加することも有効である。例えば親子相互交流療法（PCIT）やケア（CARE）などのプログラムが有効と言われているが、施設、児童相談所、民間の治療機関等のいずれが行う場合も、十分に訓練された心理職等が行わなくてはならない。

(5) 児童福祉法第 28 条にもとづく審判による入所における保護者援助

児童福祉法第 28 条にもとづく審判による入所の場合、保護者への援助は困難が伴いやすい。また法 28 条による入所措置はその開始から 2 年を超えてはならず、この間に家庭復帰に向けた手立てを講じる必要がある。この場合、原則として児童福祉司指導措置を取ることとする。その際、決定通知に保護者が行うべきことを明示し、指導を受ける義務があることを周知する。2 年間に十分な手立てを講じたとしても、なお家庭復帰が望ましくないと判断されるケースについては、都道府県は家庭裁判所の承認を得て、措置の期間を更新することができる。更新の審判の際には、児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の指導措置の効果に照らして判断することとされている。

(6) 親権停止中の保護者援助

医療機関への受診や進学・就職先の選定等に対しての不適切な妨害行為等で、施設長の監護権が著しく侵害される場合などに、保護者の親権停止の申立てをする場合がある。また、児童福祉法 28 条審判による措置では対応できない場合に、親権停止の審判により施設入所する場合がある。親権停止の期間は 2 年を超えない範囲で定めるとされていることから、一定期間経過後の親権の回復や家族の再統合が想定されている。したがって、親権停止の期間も保護者に対する継続的な支援・指導を行うことが必要である。そのため、保護者援助のための児童福祉司指導をとることも検討する。

【コラム】 Nobody' s Perfect

カナダ生まれの子育て中の親支援プログラム。0 歳から 5 歳までの子どもをもつ親を対象にし、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、必要に応じてテキストを参照して、自分にあった子育ての仕方を学ぶもの。

プログラムは、10 人前後のグループで、1 回 2 時間、週 1 回で 6 ～ 10 回連続で行う。研修を受けたファシリテーターが、プログラムを準備・企画・実施し、参加メンバーの話し合いと交流を円滑にすすめていく役割をこなす。このプログラムの目的は、親が自分の長所に気づき、健康で幸福な子どもを育てるための前向きな方法を見出せるよう手助けすることにある。

(Nobody' s Perfect Japan ホームページから抜粋)

4. 家族再統合プログラムの考え方と実際

(1) 家族(親子の)再統合とは何か

「親子の再統合」について児童虐待防止法第4条第1項では「・・・児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行う・・・」とその促進を謳っている。ここで言う「親子の再統合」は狭義に捉えれば、施設措置等によって分離された親子が再び一緒に暮らすこと(re-unification)と解される。広義に捉えれば、親子が再び一緒に暮らすことだけでなく、親子関係の在り方の様々な変容、家族機能の改善・再生(re-integration)と捉えられる。

実際、施設措置等に至った事例の中で、家庭復帰を目指せる事例は15%から17%程度との報告がある。(「児童相談所等における保護者援助の在り方に関する実証的研究」2010 厚生労働科学研究 山本他)。一方で、家庭復帰の可能性にかかわらず、多くの事例では実際に親子交流が行われており、何らかの家族支援等によって親子関係の改善が図られている。したがって「親子の再統合」の指し示す範囲については、これを広義に捉え、親子の生活形態に応じた様々な支援と考えることが、実態を反映している。具体的には、施設措置等によって親子分離の生活形態となった親子が再び一緒に暮らすことを目指す支援もあれば、当面、親子と一緒に暮らす見通しはないものの、親子としての関係性を再調整して発展させていく支援までを含んで「親子の再統合」あるいは「家族再統合」と理解することが適当であろう。

本章では「家族再統合」において、実際に親子が再び一緒に暮らすこと(家庭復帰)を目標にした支援・指導・評価のプロセスを主に論じるが、仮に家庭復帰に至らない事例であっても、現実に即した親子交流の在り方を支援することには意義があり、それぞれの段階に応じた支援・指導を行う必要がある。

(2) 家族が主体者となるための当事者参画

子ども虐待対応は多くの場合、保護者の相談動機とはかかわりなく通告等により開始される。ときには、激しい対立を経ての施設入所であったりもする。児童相談所は保護者の行った不適切な養育とそのことによって子どもに与えた重大な影響を告知する。親子分離が必要なケースにおいては、子どもの安全・安心のために、施設入所の必要性を説明、説得し、不当な要求に対しては毅然と対応することが必要である。しかし、一方では家族が常に当事者として家族の安全・安心を構築する主体者となれるよう支援していくことが求められる。後述するような様々な支援(プラン・プログラム)を進めるにあたって、家族が主体者として自らの家族の安全・安心を構築していけるように配慮しなければならない。

虐待に至った家族であっても、それまでのすべてが虐待に彩られた家族とは言えない。保護者なりに子育てに奮闘してきた歴史もある。支援者は、これらの家族の子育ての歴史にまずは真摯に耳を傾け、それまでの家族の奮闘、努力をねぎらうことから支援を始めなければならない。そして、そこで語られた家族が持っている小さな力(strength)に注目し、家族の新たな安全・安心のストーリーを創っていくことを支援するのである。サイズズ・オブ・セイフティー・アプローチ (SoSA)は、家族と児童相談所等がパートナーシップを結び、解決志向アプローチ (SFA=ソリュ

ーション・フォーカスト・アプローチ)の対話技法を活用し、子どもの安全・安心を協働して構築していく支援方法である。

ここでは、虐待対応の初期介入から再統合支援、家庭復帰まで、譲らない一貫した支援のスタンスを持っている。これまでの専門職主導の支援から、「家族が持っている専門性」をアセスメントに動員し、専門職の専門性と照らし合わせながら支援を進めていく。子どもの安全・安心には一切妥協せず、家族の持っているストレングスを安全・安心の構築に動員していくのである。家族は、児童相談所が求める安全・安心のゴールとボトムライン(安全・安心のために譲れない最低条件)を視野に入れながら、家族の安全・安心のゴールを創り、児童相談所と協働しつつ、子どものセイフティープランを立てていく。図1は、SoSAの「実践地図」であり、家族とともに安全・安心を構築する道のりを私たちに示している(The Signs of Safety A comprehensive briefing paper 「サインズ・オブ・セーフティ概論」 ver.1 Dr. Andrew Turnell 著、菱川愛訳 2010)。

この家族の今の状況について考える時 When we think about the situation facing this family:			
私たちが心配なことは何？ What are we Worried About?	うまくいっていることは何？ What's Working Well?	何が起きる必要がある？ What Needs to Happen?	
<p>0から10で、10がみんなが子どもたちが安全なことを知っているので、児童相談所はケースを終結できる。0が、子どもたちが家庭に留まって暮らすことができない程に状況が良くない。あなたはどこにつけますか？ もし人によって異なる判断がある場合は、線の上に別々に印を付けて数字を書いて下さい。</p>			
0			10

© 2011 Andrew Turnell

図1：サインズオブセーフティの実践地図

この他に、家族を子どもの安全づくりの主体者とする支援として「リゾリューションズ・アプローチ」(虐待否認事例に対する未来の安全づくりのための体系化されたアプローチ)や、「安全パートナーリング」(PFS=Partnering For Safety、SoSA、SFA、リゾリューションズアプローチ、ナラティブセラピーなど多くの方法を統合した子ども、家族、家族のネットワークと協働した包括的なアセスメントとプランニングのための実践の枠組み。「安全パートナーリングのアセスメントとプランニングの枠組み」(Partnering for Safety Assessment and Planning Framework) Sonja Parker 著、井上直美・井上薫訳 Published by Aspiration Consultancy 2012)などがある。

さらに、子どもと一緒に創る「三つの家」(あなたのいやなおうち、よいおうち、ゆめのおうち)や、「安全のおうち」(安全で安心できるおうちでは、誰とどんなことをしているのか？ 来てほしい人、来てほしくない人は誰か？ どんなルールが必要か?)などの支援ツールは、子どもの意向を

聞きながら子どもを安全づくりの主役にするもので、子どもが望む安全な生活を実現する上で有効なツールとされている。

また、ファミリーグループ・カンファレンス(FGC)は、家族再統合において当事者参画を進めながら、家族を応援するファミリーグループ(親族に限らず家族を応援するインフォーマルな人々)を拡大し、家族自らが子どもの安全・安心を確保し、生活の在り方等を自己決定することを支援するミーティングの設定およびそれに至るプロセスである。子どもの養育の在り方を決めたり、子ども虐待の再発を防ぐには、公的機関の支援、モニタリングとともに、何よりインフォーマルなネットワークが家族の周りに構築されることが不可欠である。公的支援・指導にかかわらずより長きにわたって、家族の生活に入り込んだ支援・モニタリングができるのはファミリーグループであると考えられる。

虐待対応は子どもの安全・安心において一歩も妥協しない姿勢とともに、安全・安心を構築する主体は家族自身であり、真にそれが実現するとすれば、その可能性は家族の中にこそあるというスタンスを基本的な考え方とするのが適切である。

【コラム】 PCIT (Parent-Child interaction Therapy ; 親子相互交流療法)

1970年代、フロリダ大学の SheiraEyberg 博士によって考案・開発された療法で、当初は行動上の問題をもつ発達障害児童とその養育者が治療の対象となっていたが、次第に虐待被害を受けた子どもとその養育者(加害者も含まれる)にも対象が拡大され、現在では米国の国立子どものトラウマストレスネットワーク The National Child Traumatic Stress Network(NCTSN)において最も推奨されるエビデンスに基づいた治療のひとつとなっている。特徴はライブ・コーチングで、トランシーバーを使い、マジックミラー越しに(あるいはビデオ画面を見ながら)、部屋の外にいるセラピストから子どもと遊ぶ養育者に対して、どうすればよいかをわかりやすく具体的に伝える方法である。親子間の愛着(アタッチメント)の回復と養育者の適切な指示の出し方(しつけ)の習得の2つの柱を中心概念とした行動療法であり、対象となる子どもの最適年齢は2~7歳(12歳まで可能)で、養育者には実父母の他、実際の養育にあたる里親や祖父母なども含まれている。虐待事例においては、養育者の養育行動を適切なものとし、被虐待児のトラウマ症状を軽減させるだけでなく、養育者のストレスも減少させると報告されている。

(3) 家族再統合支援の実際

家族再統合支援は施設入所の前から始まっている。調査によれば、家庭復帰した事例のうち、施設入所から家庭復帰までに要した期間が3年以内75.9%、2年以内が63.2%、1年半が50.8%、半年以内が21.4%という結果がある(前掲2010厚生労働科学研究 山本他)。こうした結果をみると、家庭復帰となった事例は比較的短期間で実現していることがわかる。したがって家庭復帰を目標とする事例については、入所の時点から集中的な支援を考慮する必要がある。そのために、まずは子どもも家族も施設を利用する目的は何なのかを理解していなければならない。家族の中で、今何が問題とされ、子どもの安全・安心、そして、健全な養育のための課題は何であるのか、それらの課題を解決し、達成するためには誰が、何をどうしたらよいかを支援者と家族、ファ

ミリーグループで十分話し合い、家庭復帰までのロードマップを作成することが大切である。さらに、家族が、子どもの安全、安心を構築する上で主役となり、施設を利用することの肯定的な意味づけがなされることが支援の課題となる。

子どもに対しても、年齢、能力に応じて今起きている現実を理解できるような支援が不可欠である。仮に自分が悪いから施設に入所したと思っている場合には「あなたが悪いのではない」と認知の修正を図る。そうすることで、施設に入所せざるを得なかった現実を正しく理解し、それまで厳しい歴史はあったとしても今ある自分を肯定的に受け入れ、かけがえのない存在として生きていく基礎(レジリエンシー)が育まれる。

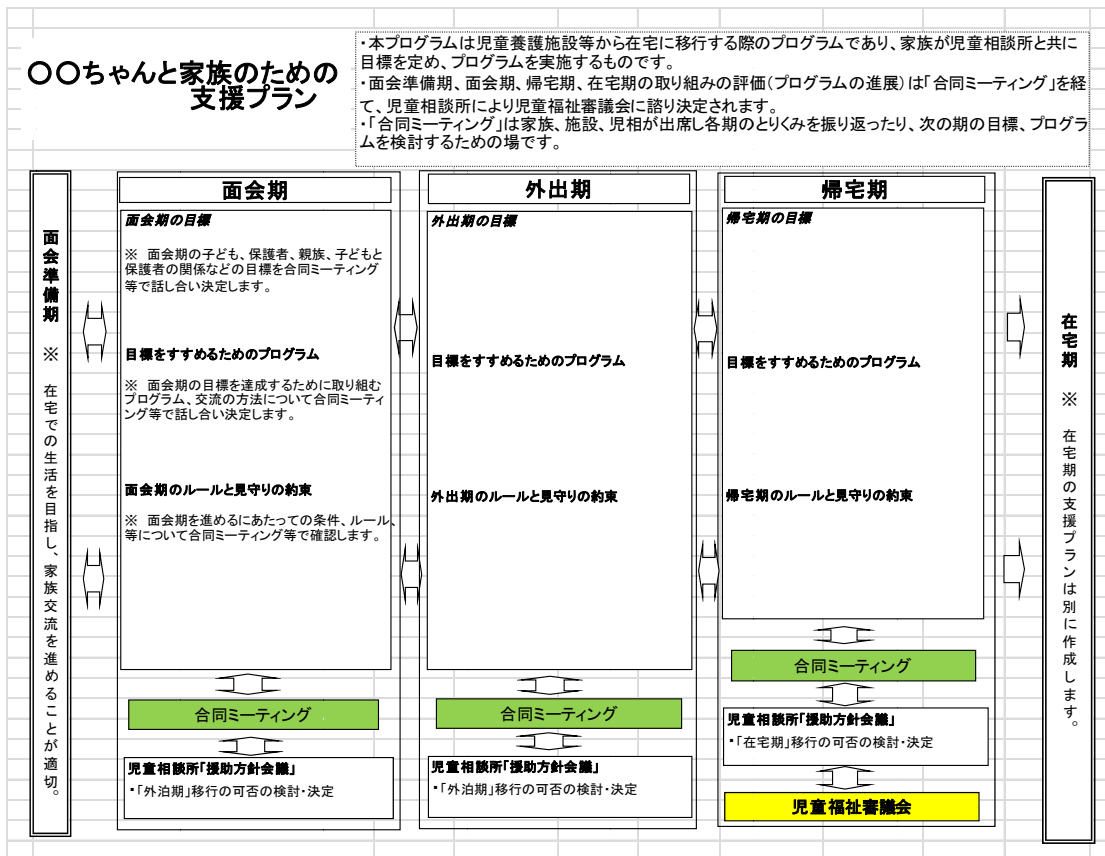
これらのロードマップを作成する過程において、児童相談所は家庭復帰の具体的な条件を家族に明確に示さなければならない。事例によっては、家庭復帰の見通しが見えないことで強い不安を覚えている場合がある。いつになれば子どもが返ってくるのか先の見通しが見えないため、不安の裏返しとして児童相談所を攻撃し、対立を長引かせている事例もある。もちろん、児童相談所は、安全・安心の見通しもない中で、安易に家庭復帰を約束することはできないが、家族に何を求めているかをわかりやすく伝え、それが確実に履行されるための条件(安全・安心のモニタリングの方法)を示すことが児童相談所としての責務である。たとえ、それが家族にとって厳しい条件、道のりであったとしてもそれらの道のりを示さなくてはならない。家族に、目標を示さなければ、家族は何に向って歩みを始めればよいのかわからないからである。

家族再統合など考えられない重篤な虐待や、性的虐待などで、交流制限が必要な場合はそのことを保護者に明確に示さなければならない。そして、家族再統合の限界性を検討し、子どもに対しても、パーマネンシープランが示されなければならない。

家庭復帰は困難だが、親子の交流が可能な事例では、たとえ親子が離れていても、親子関係を育んでいくことの意義を保護者に丁寧に説明することで、「今できる、親としての役割」を果たすように支援をしていくことが必要である。

図2は、保護者と児童相談所、施設等が家庭復帰の道のりを共有するために作った「支援プラン」の一例である。家族と一緒に創ることで、家族の再統合の当事者性が構築される。児童相談所が求める家族再統合の条件、評価の仕組み、段階的な親子交流の枠組み、見通しが1枚の用紙に視覚的に示され、この枠組みの中に家族が主体者となった安全・安心構築のプロセス、ゴール、その方法、手続きが盛り込まれていくことになる。そして、これが家族と児童相談所、施設、関係機関の再統合(家庭復帰)の道しるべとなる(「支援プラン」は神奈川県の実践を参考としたが、それぞれのケースと児童相談所の実状において実践を構築されたい。「子ども虐待への家族支援」神奈川県児童相談所 2006)。

図 2：家族支援プランシート



ここまでは当事者参画による支援・指導について述べてきたが、ときには、保護者との激しい対立が避けられないこともある。対立はその後の支援の展開を図るためのプロセスということもあり、すべてを否定的にとらえる必要はない。永遠に対立が続くように思われても、何らかのきっかけで接点を見つけることができることは多い。しかし、その間の保護者の激しい要求に支援者が疲弊し、言葉を失うこともある。何を言っても伝わらないと思えることもあろう。保護者への対話による説得に最大限努力しつつも、面会通信の制限、接近禁止命令などは、子どもの安全と安心を確保する場面において適切に運用すべきである。毅然とした介入が、対話を成立させることもある。

(4) 段階的親子交流

図 2にあるように「家庭復帰に向けた支援プラン」は親子の安全・安心な交流を慎重に見極めていくため、段階的な親子交流が原則である(事例によっては、安全・安心が十分に担保されているという前提で、帰宅外泊等が優先されたり、施設内での「親子宿泊プログラム」などを進めることが支援として有効な場合もある)。

段階的とは、概ね、面会準備期(児童相談所等として親子交流の是非を見極める段階)、面会期、外出期、帰宅外泊期、在宅期などで構成される。それぞれの支援期間は必要において細分化される。例えば、面会準備期には手紙の交換があるかもしれない。面会期においても職員が立ち会うか否か、面会時間、園内の散歩などの段階的交流が配慮される。他の支援機関も事例に応じて様々

な段階的な交流が考慮される。

なお、段階的な親子交流の進行管理は、施設等の意見を踏まえ児童相談所としての判断手続きによって進める必要がある。このため、施設入所中の保護者指導のために児童福祉司指導をとることが有効である。そして、交流が新しい段階に進むときは、どのような条件が達成されていて、どのような手続きを経て決定されるのかを保護者にわかりやすく伝える必要がある。特に、親子の面会を制限している事例(任意の指導による制限も含む)で初めての面会を許可するような場合は、児童相談所としての組織的判断がなされることが不可欠である。また、外出や帰宅については、一時的でも職員の目が届かないため、「(児童相談所、施設として)親子だけに交流を委ねることができる」との援助方針会議等での判断が必須である。児童相談所、施設の担当者レベルの判断だけで初めての外出、帰宅が許可されないように「虐待ケースとしての進行管理」を組織的に行っていくことが必須である。（「被虐待児童の一時帰宅等へ適切な対応について」平成13年12月12日雇児総発第58号・雇児福発第72号参照のこと）

【コラム】My Tree ペアレンツプログラム

2001年に森田ゆりによって開発された心理教育プログラム。子どもへの虐待的言動を繰り返してしまう親のセルフケア力と問題解決力の回復を促し、親子関係の修復を目的としている。約10人の参加者と2人の実践者でグループを構成し、1回2時間のセッションを13回行う。内容はカリキュラム化された「まなびのワーク」と「じぶんをトーク」で構成されている。子どもに向かう怒りの爆発の裏側に隠されている悲しみ、不安、自信喪失などの感情に気づき語るツールを使えるようになる。身体、感情、理性、魂のすべてに働きかけて、木や太陽や風からも生命力の源をもらうという全体性の回復を目指すところに特色の一つがある。

(5) 保護者への支援プログラム

これらの支援プランは再統合支援の骨組みであり、この中に様々な支援プログラムが配置されていく。家族再統合の全体的なプロセスを俯瞰的に示したものが「支援プラン」であり、「支援プラン」のいずれかの時期に配置される保護者、子ども、親子関係、親族等に行う特定の支援方法等が「支援プログラム」である。家族の当事者性という支援プランの骨組みがあるとき、そこに配置されることになるプログラムの一つひとつが価値を持つ。保護者が主体的に自らの家族の課題に向き合い、それぞれの課題に応じてプログラムを選択し、主体的に取り組めることが望ましい。

しかし、家族再統合はこれだけで進展するわけではない。子どもの回復がなければ、段階的な交流は始まらないし、親子交流のステージが進行していかないのは言うまでもない。

再統合における支援対象としては、①子どもに対する支援 ②保護者に対する支援 ③親子関係に対する支援 ④親族等に対する支援などの領域が考えられ、地域関係機関との支援ネットワーク作りをからめながら、これらの領域が重層的、複合的に進展することで再統合が展開される。以上のような総合的支援の一領域として児童相談所が中心となって行う保護者支援プログラムが位置づけられる。

また、保護者支援プログラムはおおよそ次の三つの分野に整理することができる。

一つは養育環境調整・支援の分野であり、様々な社会資源を家族のニーズに応じて選択し提供することで、家族の養育力を補っていくことがテーマになる。具体的には、保育園の利用、ヘルパーの派遣、医療機関への通院、公的な扶助の受給などの社会資源の提供である。あるいは、ファミリーグループを開拓しインフォーマルネットワークを構築することで、家族に対する応援団を増やすことも含まれよう。これには、アウトリーチによる支援、安全・安心のモニタリング体制づくりも含まれる。

二つ目は、日常的な子育てのスキルを高めるプログラムである。今ある子どもとのかかわりに具体的に役立つプログラムである。コモンセンス・ペアレンティング（CSP）、精研式ペアレントトレーニング、トリプルP、AF-CBT、ノーバディーズパーフェクト、PCIT、CAREなどは、いずれも子どもとのかかわりに焦点を合わせた有効なプログラムである。

三つ目は、保護者自身の内的なテーマに焦点を当てたプログラムである。精神医学的な治療や、保護者自身のトラウマに合わせた心理治療、原家族との関係や育ちのテーマを治療的に扱うことなどである。保護者グループ(母親グループ、父親グループ)、MCG、MY TREE、認知行動療法、様々な家族療法などが既に児童相談所等で取り組まれている。

【コラム】 CSP（コモンセンス・ペアレンティング Common Sense Parenting）

アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングプログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すもの。日本版が作成された2005年より日本でも普及活動が始まり、プログラムを終了した保護者の約8割によい変化があったという報告がある。プログラムは、子どものマネジメントスキル訓練、認知再構成と問題解決訓練、ストレスマネジメントと怒りのコントロール訓練で構成されている。

(6) 児童福祉施設と児童相談所の連携

言うまでもないが、再統合支援を進めるにあたって、児童福祉施設と児童相談所は子どもと家族に関するアセスメントや支援方針を共有し、役割分担をしなければならない。子どもと保護者の段階的交流についても方針を一致させておくことが必要である。

それまでの生活の中で虐待を受けた子どもは、虐待を受けたということだけでなく、親から離れて生活せざるを得ないという傷つきを抱えて生活を始めている。したがって、施設を利用することになった理由について、子どもにはその年齢、能力に応じてわかりやすく説明し、施設で子どもが生活することの意味を納得できるようにすることが大切である。とはいえ、子どもの抱える傷つきや発達的な課題のために、子どもは生活場面で様々な表情を示す。入園直後の不安や、新しい生活の場に安心感を抱くまでのプロセスにあるリミットテスト（試し行動）や、虐待関係の再現などは、「子どもの問題行動」として評価されることが多いが、これらは、子どもが虐待関係から回復していくプロセスの中で不可避の行動である。支援者は、回復の途上にある行動として理解することが大切である。児童相談所は社会診断、心理診断等において、子どもについてのアセスメントを示し、施設は自立支援計画にそのことを反映させ、子どもの支援方針を共有していくことが必要であり、自立支援計画作成のための検討会議を定期的実施し、適宜、見

直しをすることが不可欠である。(児童自立支援研究会「子ども自立支援計画ガイドライン」参照。なお、同ガイドラインで提示されている自立支援計画票については別添 10-1 を参考にされたい)。

施設の強みは、子どもを実際に養護していることから子どもの立場を保護者、関係機関に代弁することができることである。保護者も、児童相談所には敵対的でも、施設を信頼している場合が少なくない。保護者自身が人とのかわりに課題を持っているとき、子どものことを通じて生まれた施設職員と保護者の信頼関係の中で、保護者自身が受け入れられたと実感できる瞬間がある。施設が行う保護者支援は、子どもだけでなく、保護者を「包み込む」関係でもある。

アセスメントと、再統合プロセスの展開は、子どもも含めた保護者、関係機関が一堂に会した場面で行うことが有効であり、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)との十分な連携の中で支援を進めていくことが求められる。

なお、里親等に委託している場合は、児童家庭支援センターや里親支援専門機関の活用を図るなど、児童相談所が主体的に関与する必要がある。

【コラム】 ファミリーグループ・カンファレンス(FGC)

FGC では家族、親族、友人なども含めたファミリーグループ(FG)が主役を担い、子どもが安全・安心の中で幸せに暮らしていくための話し合いを行い、ファミリーグループの潜在的な力を問題の解決＝虐待の解決に動員し、生活の場、養育の主体などを決めていく。参加者を開拓し、カンファレンスの企画を進めるコーディネーターの役割が特に重要。

カンファレンスは①アイスブレイク ②情報共有 ③ファミリータイム ④合意形成 ⑤クロージングで構成されている。アイスブレイクのあと、情報共有段階では家族、専門職が持っている情報を共有し、ファミリータイムでは、FG を中心に話し合いをすすめ、合意段階では、FG の結論を児童相談所が求める条件等と照らし、子どもの養育計画を立て、クロージングとなる。当事者参画の実践であり、児童相談所との新たな協働を構築するものである。

5. 家庭復帰の際の支援

(1) 家族再統合支援における評価の視点(課題の達成度とリスクアセスメント)

これまで述べたとおり、家庭復帰は、保護者・子ども・ファミリーグループと施設、児童相談所等の協働による取り組みの中で、段階的な交流を経て達成するものである。児童虐待防止法第13条では、施設入所等の措置を解除しようとするときは、「当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない」と定めている。

家族再統合にかかわるアセスメント(家族再統合にかかわる課題の達成度及びリスクアセスメント)は、概ね、施設入所時点、施設での生活が継続される限り少なくとも年一回、家庭復帰が考慮される段階の三つの段階での継続的、経過的な評価が必要であろう。(厚生労働省「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」(別添 10-2) 参照。)

家族再統合における判断基準としては、少なくとも次の項目を考慮すべきである。

- ① 家庭復帰に向けての合意（子ども・保護者の家庭復帰への意向、すでに行われた虐待は家庭復帰を考慮できるほど回復可能なものか、家庭復帰プログラムへの取り組み状況など）
 - ② 子どもの課題の達成度（虐待による認知の歪みや自己イメージの修正、心的外傷・トラウマ等からの回復、自身の体験及び親との関係の整理などに伴う情緒的安定、対人関係の安定など）
 - ③ 親子の関係性の課題の達成度（段階的親子交流の経過、信頼関係・愛着関係の修復などにもなう親子の間の安心感の醸成など）
 - ④ 保護者の課題の達成度（虐待の認知、精神的な安定、子どもの立場に立った見方・配慮、養育スキル、衝動のコントロールなどによる安定した養育態度を保持できるなど）
 - ⑤ 安全・安心を担保し、家族を支える環境の達成度（児童相談所等公的機関との良好な相談関係、公的機関の援助の受け入れ、保育所・学校等との関係、公的機関による確実なモニタリング機能の保持、緊急時の SOS に対しての即時対応体制の確保、経済的安定など、安定した生活環境の保持）
 - ⑥ 家族を支えるインフォーマルなネットワークにかかわる課題の達成度（ファミリーグループなどの継続的支援とモニタリング、ファミリーグループと公的機関のインフォーマルネットワークの構築）
 - ⑦ リスク回避能力（保護者・子ども・ファミリーグループ等の危機場面での適切な対処能力）
- である。

これらの諸課題の達成度を踏まえ、子どもが家庭復帰する際のリスクアセスメントが適切になされなければならない。

また、家庭復帰にあたっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）が発出されている。さらには、「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成 24 年 11 月 1 日付雇児総発第 1101 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、安全確保の徹底が再度、通知されている。これらの通知が、家庭復帰にあたっての評価項目の最低ラインであることを十分認識し、児童相談所としての組織的判断を実施しなければならない。

ところで、再統合支援が長期にわたる場合、親子の刹那的な思いが先行し、リスクを抱えたまま交流が先行していくことがある。段階的親子交流は、親子関係の改善に向けた臨床的な支援であるが、それはそれぞれの段階で常に適切なリスクアセスメントが行われ、進行管理(ケースマネジメント)が行われなければならない。その際、担当者だけによる判断は、リスクアセスメントにバイアスが生じやすいことを十分に念頭に置くことが必要である。

(2) 必要に応じた家庭復帰計画の変更

面会、外出、短期の外泊、長期の外泊などの段階的親子交流の中で子どもや家族の状態の悪化や再虐待等の可能性が高まった場合は、即時に家族と子どもとの話し合い、および関係諸機関での個別ケース検討会議を行い、交流計画の中止や修正を検討する必要がある。家庭復帰ありきで進めるのではなく、常に状況を見極めながら進めることが重要であり、交流計画の変更があり得

ることを、開始当初に保護者と子どもに伝えておかななくてはならない。家庭復帰は保護者のために行うのではなく、あくまで子ども主体に考え、子どもにとって安全が確保されることが前提である。

(3) 家庭復帰にあたっての関係機関とのネットワークと在宅支援

家庭復帰の方向が決まった場合、まずは要保護児童対策地域協議会を活用して、関係機関協働の個別ケース検討会議を開催し、関係する諸機関に事例内容を周知して、家庭復帰後の支援のあり方を検討しておくことが必須である。家庭復帰前に関係機関には必ず家庭の情報を伝え、在宅での援助について共通の認識を得ておかなければならない。

そうすることで、家庭復帰後に切れ目なく地域での支援につなぐことができる。とりわけ、子どもが転入する保育所や学校等では十分な情報を元に、子どもと家庭への配慮を行い、家庭の養育状況についてもモニタリングすることができる。福祉事務所や市区町村保健センター等の家庭を支援する機関や、保護者の主治医である病院等とも十分に情報共有しておく必要がある。

家族と子どもの小さな変化を見落とさないためにも、市区町村の各相談・支援機関、福祉事務所、保育所、幼稚園、学校等、市区町村保健センター・保健所、民生・児童委員（主任児童委員）、医療機関、警察など、子どもにかかわるあらゆる機関が参加する要保護児童対策地域協議会によるモニタリングが不可欠である。事例に応じては、より地域に密着したモニタリングや支援を実施するために児童委員指導をとることも有効である。さらに、ファミリーグループなどのインフォーマルなネットワークがあり、公的機関とつながったモニタリングになっていることで安全はさらに担保される。

施設入所中に保護者が他の地域へ転居した場合の家庭引き取りでは、転居先の児童相談所に移管のための手続きを進める。合同での家庭訪問や面接等により引き継ぎを行い、子どもの入所する施設を含めて協議を行う。協議に当たっては、家庭復帰を行う時期、家庭復帰後の援助体制と援助内容、移管時期及び移管の方法について検討して方針を決定する。保護者援助の実施及びその効果を勘案することなく、保護者の転居を理由とした家庭復帰を行ってはならない。

転居先児童相談所に家庭の調査を依頼した場合には、家庭引き取りの方針決定にあたり転居先児童相談所の意見を求めること。

さらに、転居先自治体の要保護児童対策地域協議会に対しても情報提供し、双方の児童相談所を含めた個別ケース検討会議を家庭復帰前に開催しておくことが必要である。

(4) 家庭復帰後のケア

家庭復帰後の在宅支援・モニタリングは児童相談所にとって決してアフターケアではない。むしろ、新たなステージでの再統合支援の始まりとなる。

家庭復帰した後は、一定期間は措置停止とし、その後の状況を踏まえた上で措置の解除を行うことが原則である。措置停止中に危険が生じたり、安全・安心な生活が困難な時には、即時に施設に戻れる態勢を作ることが必要である。措置停止中には、施設や里親等および要保護児童対策地域協議会と協働し、総合的に情報を把握し、安全な暮らしが十分に確認できた後、措置解除を決定し、あわせて児童福祉司指導措置や継続指導を取ることとする。

家庭復帰後の生活の中では、それまでの施設内プログラムの中で顕在化していなかった課題が新たに現れる可能性を想定しておかなければならない。新たなリスクも顕在化しやすい。それまでに十分な支援があって、親子の信頼関係、家族と支援機関の良好な相談関係があったとしても、家庭復帰後の生活の全体像を予測することには限界があることを支援者は十分自覚している必要がある。家族自身が予測していないことも起きる。家族関係の変化や養育環境の変化は再虐待につながりやすい要因となるため、特に留意して把握する必要がある。

そのため児童相談所は、家庭復帰から少なくとも6か月間程度はとりわけリスクが高まる期間として、児童福祉司指導等の措置または継続指導を採り、家庭訪問や児童相談所への通所等を通じて、養育状況を把握すると共に必要な援助を実施する（「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日付雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照）。また、要保護児童対策地域協議会における在宅支援をコーディネートする中核として、児童相談所が機能していくことが必要である。

一旦在宅期になると、あたかも目標が達せられたかのように感じ、児童相談所との関係が疎遠になることがしばしばある。それを防ぐためにも、児童福祉司指導等により、親子の通所指導の頻度、家庭訪問の頻度等を明示し、公的機関として一定期間モニタリングして安全を確認することを、在宅期に移行する際の条件としてあらかじめ示しておくことが不可欠である。また、再び虐待が発生したりリスクが高じた時には危機介入があることを、事前に十分示しておくことが欠かせない。いずれにせよ児童相談所としては、子どもと家族に直接会って、子どもの安全を肌で感じることは必須である。

ここで言う6か月間のモニタリングはもっとも順調に家庭生活が維持され、関係機関によるモニタリングに移行することが考慮できる最低限の期間である。事例に応じて必要十分な期間を延長するのは言うまでもない。

家庭復帰後に児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考えなければならない。担当者は決してひとりで抱えず、援助方針会議等に状況を報告し、支援・指導方針を検討・変更することが必要である。また、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認すると共に、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくことが必要である。

児童相談所による一定の指導期間が経過した後、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導等を解除して、その後の対応を市区町村に引き継ぐ。引き継ぎに当たっては、個別ケース検討会議を開催するなどして十分に協議して、地域の関係機関と情報を共有し、今後再び養育状況が悪化した場合の対応を含めた確認を行う。市区町村が引き継いだあとも、要保護児童対策地域協議会実務者会議等で当該家庭の養育状況を情報共有し、児童相談所の対応が必要となった場合は、積極的に役割を担う必要がある。

措置解除後の在宅指導について児童相談所は施設、里親等および要保護児童対策地域協議会と協働しフォローを行う。施設等は子ども、保護者にとって「いつでも、頼れる拠り所」として存在し、家族との相談関係を維持する必要がある。必要に応じて家族に直接連絡を取ったり、家庭訪問などにより子どもの在宅での生活を直接観察して、家族をねぎらい、助言をすることも大切である。また、折に触れて施設行事への参加を働きかけ、子育ての応援団の一員である施設等と

の関係を維持していくことが大切である。また、事例によっては施設等に「帰省」したり、保護者のレスパイト目的の短期間の一時保護も考慮する必要がある。ただし里親等については、上記の取り組みが負担にならないように、配慮が必要である。

【コラム】 サインズ・オブ・セイフティー・アプローチ

サインズ・オブ・セイフティー・アプローチ(SoSA)は、家族と児童相談所等がパートナーシップを結び、「解決志向アプローチ (SFA)」の対話を活用し、子どもの安全・安心を協働して構築していくソーシャルワークである。虐待対応の初期介入から家庭復帰まで、子どもの安全に関して常に焦点をあて続ける。安全を構築する主体はあくまで家族であり、これまで専門職主導となりがちであった支援から「家族が持っている専門性」をアセスメントに動員し、家族のストレングスを安全・安心の構築に動員していく。SoSA では、子ども、家族と児童相談所等が安全・安心について話し合い、アセスメントと安全のプランニングを進めるための様々なフォーマットが用意されている。子どもの安全に絶対はありえない。SoSA は子どもの安全・安心を家族とともに構築する困難な旅路を共に歩んでいくためのロードマップである。

【参考通知】

- 「児童養護施設運営指針」「乳児院運営指針」「情緒障害児短期治療施設運営指針」「児童自立支援施設運営指針」「里親及びファミリーホーム養育指針」
(以上、平成 24 年 3 月 29 日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「里親制度の運営について」(平成 24 年 4 月 5 日付雇児発 0405 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「里親委託ガイドラインについて」(平成 23 年 3 月 30 日付雇児発 0330 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の運営について」(平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
- 「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」(平成 24 年 11 月 1 日付雇児総発 1101 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

自立支援計画票

施設名		作成者名			
フリカナ 子ども氏名		性別	男女	生年月日	年 月 日 (歳)
保護者氏名		続柄		作成年月日	年 月 日
主たる問題					
本人の意向					
保護者の意向					
市町村・保育所・学校・職場などの意見					
児童相談所との協議内容					
【支援方針】					
第〇回 支援計画の策定及び評価 次期検討時期: 年 月					
子 ども 本 人					
【長期目標】					
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【 短期目標 (優先的 重点的 課題) 】				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

家庭（養育者・家族）				
【長期目標】				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標 （優先的 重点的 課題）】				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
地域（保育所・学校等）				
【長期目標】				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】				年 月 日
				年 月 日
総 合				
【長期目標】				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】				年 月 日
				年 月 日
【特記事項】				

自立支援計画票(記入例)

施設名 □□児童養護施設		作成者名			
フリカ ナ 子ども氏名	ミライ コウタ 未 来 幸 太	性別	○男 ○女	生年月日	○年 ○月 ○ 日 (11歳)
保護者氏名	ミライ リョウ 未 来 良	続柄	実 父	作成年月 日	×年 ×月 × 日
主たる問題	被虐待経験によるトラウマ・行動上の問題				
本人の意向	母が自分の間違いを認め、謝りたいといっていると聞いて、母に対する嫌な気持ちはもっているが、確かめてみてもいいという気持ちもある。早く家庭復帰をし、出身学校に通いたい。				
保護者の意向	母親としては、自分のこれまで行ってきた言動に対し、不適切なものであったことを認識し、改善しようと意欲がでてきており、息子に謝り、関係の回復・改善を臨んでいる。				
市町村・学校・保育所・職場などの意見	出身学校としては、定期的な訪問などにより、家庭を含めて支援をしていきたい。				
児童相談所との協議内容	入所後の経過(3ヶ月間)をみると、本児も施設生活に適応し始めており、自分の問題性についても認識し、改善しようと取り組んでいる。母親も、児相の援助活動を積極的に受け入れ取り組んでおり、少しずつではあるが改善がみられるため、通信などを活用しつつ親子関係の調整を図る。				
【支援方針】本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるよう指導を行い、その上で家族の再統合を図る。					
第○回 支援計画の策定及び評価			次期検討時期: △年 △月		
子ども本人					
【長期目標】 盗みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復					
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【 短期目標 (優先的 重点的課題) 】	被虐待体験やいじめられ体験により、人間に対する不信感や恐怖感が強い。	職員等との関係性を深め、人間に対する信頼感の獲得をめざす。トラウマ性の体験に起因する不信感や恐怖感の軽減を図る。	定期的に職員と一緒に取り組む作業などをつくり、関係性の構築を図る。心理療法における虐待体験の修正。	年 月 日	
	自己イメージが低く、コミュニケーションがうまくとれず、対人ストレスが蓄積すると、行動上の問題を起こす	得意なスポーツ活動などを通して自己肯定感を育む。また、行動上の問題に至った心理的な状態の理解を促す。	少年野球チームの主力選手として活動する場を設ける。問題の発生時には認知や感情の丁寧な振り返りをする。	年 月 日	
		他児に対して表現する機会を与え、対人コミュニケーション機能を高める。	グループ場面を活用し、声かけなど最上級生として他児への働きかけなどに取り組ませる。	年 月 日	
	自分がどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力動が十分に認識できていない	自分の行動上の問題の発生経過について、認知や感情などの理解を深める。また、虐待経験との関連を理解する。	施設内での行動上の問題の発生場面状況について考えられるよう、丁寧にサポートする。	年 月 日	

家庭（養育者・家族）				
【長期目標】 母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始、及び悪化にどのように結びついたのかを理解できるようにする。				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標（優先的・重点的課題）】	母親の虐待行為に対する認識は深まりつつあるが、抑制技術を体得できていない。本児に対する認知や感情について十分に認識できていない。	自分の行動が子どもに与える(与えた)影響について理解し、虐待行為を回避・抑制のための技術を獲得する。本児の成育歴を振り返りながら、そのときの心理状態を理解する。そうした心理と虐待との関連を認識する。	児童相談所における個人面接の実施(月2回程度)	年 月 日
	思春期の児童への養育技術(ペアレンティング)が十分に身に付いていない	思春期児童に対する養育技術を獲得する。	これまで継続してきたペアレンティング教室への参加(隔週)	年 月 日
	父親の役割が重要であるが、指示させたことは行うもののその意識は十分ではない	キーパーソンとしての自覚を持たせ、家族調整や養育への参加意欲を高める。母親の心理状態に対する理解を深め、母親への心理的なサポーターとしての役割を取ることができ	週末には可能な限り帰宅し、本人への面会や家庭における養育支援を行う。児童相談所での個人及び夫婦面接(月1回程度)。	年 月 日
地域（保育所・学校等）				
【長期目標】 定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成(学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど)				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】	サークルなどへの参加はするようになるものの、近所とのつきあいなどはなかなかできず、孤立がみ	ネットワークによる支援により、つきあう範囲の拡充を図る	主任児童委員が開催しているスポーツサークルや学校のPTA活動への参加による地域との関係づくり	年 月 日
	学校との関係性が希薄になりつつある。	出身学校の担任などと本人との関係性を維持、強化する。	定期的な通信や面会などにより、交流を図る	年 月 日
総 合				
【長期目標】 地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】	母親と本人との関係が悪く、母子関係の調整・改善が必要。再統合が可能かどうかを見極める必要あり。	母子関係に着目するとともに、父親・妹を含めた家族全体の調整を図る。	個々の達成目標を設け、適宜モニタリングしながら、その達成にむけた支援を行う。	年 月 日
			通信などを活用した本人と母親との関係調整を図る	年 月 日
【特記事項】 通信については開始する。面会については通信の状況をみつつ判断する。				

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名

再統合対象者

() () 記入日(年 月 日)

	チェックの視点	チェック項目（該当欄に○をつける）	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1 交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2 施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている						
子ども	3 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる（真の希望でない場合は●）						
	4 保護者への思い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる						
	5 健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
	6 対人関係、情緒の安定	乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している 乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
	7 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
保護者	8 引取りの希望	家庭引取りを希望している（真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●）						
	9 虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10 子どもの立場に立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11 衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12 精神的安定	精神的に安定している（必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる）						
	13 養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14 関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
家庭環境	15 地域、近隣における孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
	16 親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
	17 生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
	18 子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
地域	19 地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20 地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
	評価	A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可 (B、Cの場合、その理由を記入)						

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト 記入上の着眼点

チェックリストの使用にあたって

このチェックリストは、入所措置（里親委託）中の子どもについて、家庭復帰を検討する段階を迎えた時に、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼点を参考にそれぞれの項目を4段階でチェックし、取り巻く環境も含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的にしています（年齢に応じて使い分ける項目があります）。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、児童相談所として共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設（里親）や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。

チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではなく、否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを講じることができるかどうか、家庭復帰を判断する上で重要になります。「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断する道具として使用してください。

なお、本チェックリストの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

	チェック項目	記入上の着眼点
経過	1 面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である	施設の自立支援計画と児童相談所の家庭復帰プログラムにそった取組の実施状況をチェック (例)・面会、外出、外泊において家族が安定してすごせているか ・面会、外泊等の前後、子どもの様子に拒否的な表情、態度がないか ・交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がなかったか ・当該家族に対する援助指針等が要保護児童対策地域協議会等で共有されているか ・(乳)一時外泊から戻ったときに体重が激減していないか、衛生が保たれているか
	2 施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている	施設(里親)が家庭引取りを進める上で抱えている安心感と不安感をチェック (施設(里親)等との情報交換を綿密に行なう) (例)・施設(里親)が持っている安心の要因は何か ・施設(里親)が危惧している項目に十分な検討を行なったか ・通院している事例については主治医の意見を参考にしているか
子ども	3 乳児非該当 家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)	子どもがどの程度家庭復帰を望んでいるか、保護者との間にずれがないかをチェック (伝聞ではなく児童相談所が面接を行なう) (例)・保護者に言い含められていないか ・家に帰ったらどこで誰と寝るのか等、生活場面の具体的なイメージがあるか ・施設生活から逃避したい思いはないか ・家での生活に対する不安感ほどの程度か
	4 保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	保護者に対する恐怖心はないか、医学・心理学面の情報もチェック (例)・保護者を頼り信頼する行動が見られるか ・保護者の言動やしぐさにおびえる事はないか ・家に帰りたいあまりに、保護者に過度に適応していないか ・(乳)養育者に向けた微笑や笑い、発声等が見られるか/外泊後、後追いなど見られるか
	5 成長・発達が順調である	健康面・発達面の状況についてチェック (例)・身長・体重等身体的発達及び健康面の状況はどうか ・知的発達状況はどうか (障害については親の理解程度によっては再発につながる場合もあり、リスク要因として捉える) ・虐待されていたことを歪曲せず親との関係の現実として受け止めているか ・(乳)食欲があり、哺乳・離乳食を順調に摂取できているか
	6 乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	対人関係や集団適応の状況についてチェック (例)・不安抑うつ、身体的訴え、過度の引きこもり、思考の偏り、注意の不安定さなどがないか ・過度の攻撃性や依存、対人関係の距離のとり方、その他適応に問題なく、安定しているか ・非行など社会的な逸脱行動がないか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
	乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している	施設職員や里親を頼り信頼する行動が見られているかをチェック (例)・施設職員や里親に抱っこされたりかわいがられることを喜び、そうしてほしいがるか ・機嫌よくにっこりしたり、発声したりしているか ・不安なとき、困ったとき(転んだ、知らない人が来た等)に、施設職員や里親を頼るか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
7 乳児非該当 虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる	危機状況に陥りそうになったとき対処が可能かどうかをチェック (例)・近隣住民に相談したり助けを求めることができるか ・学校の先生に相談したり助けを求めることができるか ・児相や地域の機関に相談したり助けを求めることができるか	

保護者	8	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる)	保護者がどの程度引取りを希望しているか、子どもとのずれ、家族間のずれについてもチェック (例)・保護者の引き取りたい気持ちに、焦りや子どもへの依存的要素はないか ・引取りの希望は家族間で一致しているか ・子どもを含めた生活設計があるか
	9	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる	虐待行為に対する認知の状況をチェック (例)・虐待の事実を認めているか ・虐待行為について正しく理解できているか ・問題解決に取組み、一定の成果が見られるか
	10	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる	子どもの生活全般の保障、子どもへの関わりをチェック (例)・子どもの活動や働きかけに注意を向け、ていねいに応答しているか ・子どもの表情や態度から子どもの意図や気持ちを察しようとしているか ・子どものすることに過度の干渉やコントロールをしていないか ・家庭復帰後に起きるさまざまな子どもの反応を予測し、適切に対応することができるか
	11	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	怒りや衝動性についてチェック (例)・怒りや衝動を自覚することができるか ・怒りや衝動を処理する適切な手段・相談相手があるか ・衝動的な行動を緩和させる医療機関への通院や服薬が適切に行なわれているか ・(乳)一回の衝動的行為で重大事故につながるが、その可能性が低くなっているか
	12	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかわりがある)	精神的状況についてチェック (例)・極度の抑うつに支配されていないか ・精神的な問題(依存症等も含む)があった場合は、適切な治療・カウンセリングにより状況が改善しているか(継続して治療を受けているか) ・過度の子育てストレス感に支配されていないか ・(乳)保健所の定期的な訪問等を受け入れる姿勢があるか
	13	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる	子どもの養育についての知識があり、それを活用できるかをチェック (例)・子どもへの要求水準が高すぎることはないか ・保護者が具体的な育児スキル・養育知識を習得しているか ・養育についての疑問点や不安を投げかけてこられるか
	14	児相や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる	保護者と相談機関との関係性をチェック (例)・保護者から児童相談所に連絡してくるなど、関係機関と保護者が支援関係を築けているか ・虐待再発の危険を保護者が認識したとき、すぐSOSを出す意志があるか ・施設職員、里親との信頼関係があり必要とき適切な相談ができるか
家庭環境	15	近隣から必要ときに援助が得られる	近隣、地域との関係をチェック (例)・地域で孤立していたり、対立関係はないか ・困ったときに相談できる相手がいるか ・困ったときに協力してくれる人(個人や団体)がいるか ・必要な支援をしてくれる人が日常的にいるか
	16	親族から必要ときに援助が得られる	親族の状況をチェック (例)・親族と疎遠になっていないか ・親族と対立していないか ・困ったときに相談できたり協力してくれる親族はいるか ・父母の代わりとなるきょうだいや親族の存在はあるか
	17	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	家族で暮らしていく上での定住地があり、経済的な安定が確保されているかをチェック (例)・家族が安定して生活できる居所はあるか ・定期的な収入があり、経済的な安定が確保されているか ・借金・ギャンブル等、金銭問題や金銭管理能力に課題はないか ・食事や洗濯、入浴、清潔な環境を保つなど、健康的な日常生活の基本がなされているか
	18	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある	家族関係や子どもの安心感についてチェック (例)・家事や子育てに対して適切な家族の協調関係があるか(DV関係はないか) ・新たな家人が同居していないか、連れ子を含め、新たな人間関係はどうか ・子どもとの同居により、新たな居住地に転居を考えているかどうか ・日常的に子どもを守る人が家庭内又は近隣にいるか
地域	19	公的機関等による支援体制が確保されている	地域に必要な養育支援サービスがあるかをチェック (例)・家族が日常的に相談できる機関はどうか ・家族を継続的にモニターし、虐待の再発などを速やかに察知する環境があるか ・夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか
	20	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる	地域の養育支援サービスが適切に機能するかをチェック ・関係機関がそれぞれの機能と役割を認識し、いざというときに緊急支援できる状況か ・保育所、学校等の子どもが通う機関が適切に対応できるか ・関係機関をコーディネートする機関があるか